

ペットは大切なパートナー

動物愛護週間 9月20日(木)～26日(水)

愛犬家の皆さんへ

犬は、運動不足になるとストレスがたまり、かみつきたり、無駄吠えをして近所に迷惑をかけてしまいます。犬を飼っている自覚を持って定期的に散歩させるようにしましょう。

また、散歩中に犬がしたフンの始末は、飼い主の責任です。袋などを持参し、持ち帰って家庭のトイレなどで処理しましょう。

おとなしいからといって、公園や庭での放し飼いは絶対にしないでください。放しながらの散歩や、公園で遊ばせる飼い主が目につきますが、放し飼いは県の条例により罰せられます。必ず引き綱(リード)を持って散歩するようにならしましょう。



よい飼い主になるために

〇「犬や猫のフン公害で迷惑している！」という苦情が頻繁にあります。犬猫の責任ではなく、飼い主のマナーがよくないのです。マナーをよく守り、愛情と責任をもって飼いましょ。

〇「野良猫の苦情」が増えていきます。

飼い主でなくても、野良猫に餌を与えることは、猫に居心地の良い場所であるという印象を与え、野良猫の増加とフン公害につながります。

野良猫に餌を与えるのであれば、自分の猫としてフンを自宅でするしつけをして責任をもつて飼いましょ。

また、飼い猫と野良猫の区別がつくように、飼い猫には目印(首輪など)を付けるようにしましょう。

猫は放し飼いにされる場合が多く、飼い主の気がつかないところで他人に迷惑をかけていることがあります。トイレなどはきちんとしつけるとともに、家から出さないなどの飼い方を考えてみましょ。

犬や猫を捨てないで!

飼えなくなったからといって安易に捨てたりせず、終生いつしよに暮らしましょ。

あなたの家の前にペットを捨てられたらどんな気持ちになるでしょう?



環境対策課(内線268・269)・各総合支所市民生活課

愛玩動物慰霊祭

9月23日(日) 午後2時

金蔵寺 南境字金沢104

会費 2,000円

石巻獣医師会愛玩動物慰

霊係 ☎92-5622 ぐりー

む動物病院内

不法投棄はいけません!!

9月は廃棄物不法投棄防止強化月間です。

私たちの生活から排出される廃棄物が、一部の心無い人たちの手によって、河川や山林に、あるいは、人目を忍んで他人の土地へ勝手に捨てられるケースが多々あります。市では、このような行為を未然に防止するため、職員によるパトロールや不法投棄防止看板を設置するなど

のほか、不法投棄監視を強化するため、「宮城県タクシー協会石巻支部」・「市内郵便局」・「石巻地区森林組合」と、情報提供のための協定を結び、山林や市街地を監視する体制をとっています。この監視体制は、投棄物や

投棄者を発見した場合には、速やかに石巻保健所および警察署などの関係機関に通報することにより、不法投棄を未然に防止することを目的としています。

なお、不法投棄禁止違反の場合は、5年以下の懲役または、1,000万円以下の罰金に処せられます。

環境対策課

(内線403・402)

移動市長室「市長と話す茶屋」開催の延期

市では、市長が各総合支所に向き、地域の皆さんと気軽に意見交換を行う、移動市長室「市長と話す茶屋」を開催しています。

北上地区および牡鹿地区の移動市長室「市長と話す茶屋」は9月に開催することを、市報5月号にてお知らせしましたが、都合により次のとおり開催とします。

北上総合支所 10月2日(火)
牡鹿総合支所 11月2日(金)
時間はいずれも午後1～7時です。

広報広聴課(内線398)

秋の交通安全市民総ぐるみ運動 - 9月21日(金)～30日(日) -

●重点目標●

夕暮れどきの歩行中と自転車乗用中の交通事故防止/シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底/飲酒運転の根絶

防災対策課(内線521)・各総合支所総務企画課

生ごみ減量に取り組みましょう!

市で収集する「燃えるごみ」のうち、約30%が「生ごみ」といわれています。この「生ごみ」には、約60～70%の水分が含まれていて、焼却施設に負担がかかっています。

「燃えるごみ」として出す前に減らすことができれば、ごみの減量に大きな効果が得られます。

1 まずは生ごみを出さない工夫

《食料品を使い切る》

- ・無駄なものは買わない
- ・冷蔵庫にある残り物でメニューを考える
- ・料理の工夫で野菜を丸ごと調理

《作ったものは残さず食べる》

- ・作り過ぎない
- ・残ったおかずは冷蔵庫で上手に保存する

《ごみに出す際は水気を切る》

- ・乾いている生ごみは流し台に入れない
- ・三角コーナーの生ごみはひと絞りしてからごみに出す

2 出ってしまった生ごみはリサイクル

生ごみは、たい肥化することで資源（最終的には土）になり、燃やすことがなくなります。ごみの減量だけでなく、作物などのたい肥として利用することもでき一石二鳥といえます。

3 家庭用生ごみ減量対策補助金制度

生ごみの減量化、循環型社会の形成の一環として、自宅でたい肥化をしようとする方を支援するため、生ごみ容器（通称：コンポスト）、発酵容器（通称：EM発酵容器）、電気式生ごみ処理機を購入される方に対して補助金を交付しています。

詳しくは、市のホームページをご覧になるか、直接お問い合わせください。

申・問 廃棄物対策課（内線510）・各総合支所市民生活課

地域のみなさんで集団回収をはじめませんか？

市では、資源の有効利用を目的として、自主的に資源回収を実施している団体・グループ（子ども会・町内会・PTA・老人クラブなど）の皆さんに補助金を交付しています。身近なことから、ごみの減量化・リサイクルに参加してみたいかですか？

詳しくは、市のホームページをご覧になるか、直接お問い合わせください。

申・問 廃棄物対策課（内線510）・各総合支所市民生活課

ごみ集積所からの資源物の無断持ち去りは絶対にやめてください

対象資源物・・・古紙（新聞紙・雑誌・古本・ダンボール・紙パック）、空き缶、空きビンなど

ごみ集積所に出された資源物については、市に所有権が帰属し、指定された事業者以外の者が資源物を持ち去ることを禁止しています。

市としては、警察署の協力を得ながらパトロールを継続的に実施し、資源物の持ち去りに対し、強い姿勢で挑むことにしていますので、市民の皆さんにおきましても、持ち去りの現場を発見した場合、持ち去りに使用された車両のナンバーなどを、連絡するなどの協力をお願いします。

問 廃棄物対策課（内線403・402）

事業所のごみは集積所には出せません

飲食店・商店・会社・工場事務所などから出るごみ（営業ごみ）は、法令によって自ら処理することが義務付けられています。営業に伴うごみは、自己処理するか収集運搬許可業者に依頼し、適切に処理してください。

問 廃棄物対策課（内線403・402）

